

高松市監査委員告示第18号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成19年11月19日

高松市監査委員	谷本繁男
同	吉田正己
同	妻鹿常男
同	池内静雄

平成19年度定期監査結果報告等について

第1 消防局定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成18年度および平成19年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
局	課 等	事 務	
消防局	総務課 予防課 消防防災課 情報指令課 北消防署(朝日分署) 南消防署(香川分署) 東消防署(牟礼分署) 西消防署(綾川分署) 三木消防署	平成18年度および平成19年4月1日から同年8月27日までの事務の執行および財務に関する事務の執行	平成19年8月28日から同年10月5日まで

(2) 監査の方法

平成18年度および平成19年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象局課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、消防手数料の収納事務、酸素ボンベおよび救命索発射銃の管理状況について、実地監査を行った。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、平成18年度有線放送専用回線使用契約に係る何決裁の起案用紙には、「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないので、今後、同種の何決裁を起案する場合には、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

（総務課）

イ 業務委託契約書を作成すべきもの

高松市契約規則第21条第1項第1号の別表第6項に掲げる額をこえる業務委託契約を締結する場合には、同規則第20条第1項の規定に基づき、契約書を作成しなければならないが、牟礼分団第4部屯所用地買収に伴う分筆、境界確定業務委託は、50万円を超える契約であるにもかかわらず、契約書の作成を省略し、請書により契約を締結しているため、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同規定に基づき契約書を作成されたい。

(総務課)

ウ 普通財産の貸付けに係る事務処理を適正にすべきもの

高松市文書規程第16条および別表第2管財の項第5号では、普通財産の貸付けに係る事案の決裁については、財産活用課長等の審査を受けなければならないが、普通財産である旧北部分団千代橋消防屯所敷地内に設置されている電柱に係る貸付決定伺決裁では、その審査を受けていないため、今後、同様の決裁を受ける場合には、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

また、当該決裁に添付されている普通財産借受願には、高松市公有財産事務取扱規則第27条第2項の規定により準用される第26条第2項ただし書の規定により連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず、同決裁には、連帯保証人を立てさせない旨の明記がなく、かつ、同項ただし書に規定する必要がないと認められた理由も明記していないため、今後、連帯保証人を立てさせない場合には、これらの事項を決裁に記載されたい。

(総務課)

エ 行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの

行政財産使用許可申請書に連帯保証人の連署をさせない場合は、高松市公有財産事務取扱規則第26条第2項ただし書に規定する必要がないと認める理由を使用許可伺決裁に明記しなければならないが、高松市香川分団4部東谷消防屯所敷地内および八王子団地防火水槽敷地内の電柱に係る行政財産使用許可申請書については、連帯保証

人を立てさせていないにもかかわらず、同使用許可伺決裁には、その根拠規定および理由を記載していないので、今後、同種の決裁を受ける場合は、これらの事項を決裁に明記されたい。

また、行政財産の目的外使用許可（内容変更を伴わない延長または更新の場合を除く。）に係る事案の決裁については、高松市事務決裁規程別表第1管財および用品の表第2項の規定に基づき部長決裁を受けるとともに、高松市文書規程第16条および別表第2管財の項第1号の規定に基づき、財産活用課長等の審査を受けなければならないが、同許可伺決裁では、これらの審査を受けていないので、今後、同種の決裁を受けようとする場合には、関係諸規定に基づき、適正に事務処理されたい。

（総務課）

オ 契約の履行確認に係る検収を適正にすべきもの

高松市契約規則第30条第2項では、検収員は、物件の買入れその他の契約についてその給付が完了したときは、契約書その他の関係書類に基づいて、当該給付の内容および数量について検収を行わなければならないと規定されているが、消防用設備等点検保守業務委託契約、消防局・北消防署庁舎空調用自動制御装置保守業務委託契約および東消防署・朝日分署空調設備保守業務委託契約については、その仕様書で、「保守業務完了後、機器の機能低下または故障による運転不能発生時の調整点検については、契約業務の範囲とする。」と規定しているにもかかわらず、契約期間の満了前に検収員が検収を行っていたので、今後は、契約内容を十分に確認し、契約業務の完全な履行後に検収を行うよう、適正に事務処理されたい。

（総務課）

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 今回の監査で付した監査委員の意見

ア 補助金の実績確認等について

補助金等を概算払で支出した場合は、高松市補助金等交付規則第9

条第4項の規定に基づく、補助金交付申請者からの実績報告書を受領し、高松市会計規則第80条第1項の規定により補助事業の執行状況を確認し、精算を行わなければならないが、香川県消防団操法大会出場に伴う補助金について同交付申請者から提出された実績報告書に添付された決算資料は、事業全体の実績を適切に表したものと見られないことから、今後、同様の補助金交付に係る実績確認および精算に際しては、これらの規定に基づき、補助金交付申請者から適切な決算資料を提出させ、補助事業の実績確認等をされたい。

(総務課)

イ 消防団出動に係る出動実績の確認について

高松市消防団条例第17条第3項の規定に基づく、消防団員が出動した際の費用弁償の支出については、各分団からの出動報告書や火災活動報告書などに基づき、出動状況の確認を行っているが、統一された確認資料を用いていないことから、出動状況の確認事務が繁雑となっているため、事務の簡素合理化の観点から、今後においては出動報告書に統一するなど事務処理体制を明確にされたい。

(総務課)

ウ 運営交付金支出における実績確認等について

補助金等を概算払で支出した場合は、高松市補助金等交付規則第9条第4項の規定に基づく、補助金等交付申請者からの実績報告書を受領し、高松市会計規則第80条第1項の規定により補助事業の執行状況を確認し、精算を行わなければならないが、高松市消防団分団運営交付金の事業完了後、同交付金の交付申請者から提出された実績報告書に添付されているその他関係書類は、その記載様式や事業の実施内容が統一されたものとは見られないことから、今後においては、交付金の対象事業に関する取扱基準を設け、交付金の交付申請者を指導するなど交付金支出における実績確認等を適切にされたい。

(総務課)

第2 教育委員会文化部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成18年度および平成19年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部	課 等	事 務	
教 育 委 員 会 文 化 部	文 化 振 興 課 (歴 史 資 料 館 ・ 菊 池 寛 記 念 館) 中 央 図 書 館 美 術 館 美 術 課 市 民 文 化 セ ン タ ー	平成18年度および 平成19年4月1日 から同年9月25日 までの事務の執行お よび財務に関する事 務の執行	平成19年9月26 日から同年11月5 日まで

(2) 監査の方法

平成18年度および平成19年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 行政財産の目的外使用許可に係る決裁行為を適正にすべきもの

高松市文書規程第16条および別表第2管財の項第1号では、行政財産の目的外使用許可の決裁については、財産活用課長等の審査を受けなければならないと規定しているにもかかわらず、高松市中央図書館1階北西入口前広場の使用許可に係る決裁では、その審査を受けていないので、今後、同様の決裁を受ける場合には、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(中央図書館)

イ 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、市民文化センターの各種伺決裁の起案用紙には、「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(市民文化センター)

ウ 適正な随意契約の根拠規定を記載すべきもの

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号および高松市契約規則第17条の2は、契約の種類に応じ、別表に定める額を超えない範囲で、随意契約による契約締結をすることができる旨規定しているが、平成18年度市民文化センター保安機器警備業務の委託契約は、同条に定める額を超える随意契約であるにもかかわらず、見積徴取伺決裁に誤った根拠規定を記載していたので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、適正な根拠規定を記載されたい。

(市民文化センター)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 今回の監査で付した監査委員の意見

ア 視聴覚ホールの使用料の徴収について

高松市図書館条例第4条では、「図書館の利用については、これを無料とする。ただし、視聴覚ホールを使用する場合は、この限りでない。」と規定されているが、視聴覚ホールの使用料について、菊池寛記念館から使用許可申請された朗読劇事業は徴収しているものの、歴史資料館から使用許可申請された讃岐村塾講演会事業は免除しており、その取扱いに差異が見受けられたので、今後、視聴覚ホールの使用許可に伴う使用料の取扱いについては、その基準を明確にされたい。

(中央図書館)

イ 展覧会の集客性について

美術館展覧会等観覧料については、当初の歳入予算額を一部の展覧会で上回るものの、大半が下回ることで、歳入不足を生じる傾向にあるが、平成20年度予算編成方針(依命通達)で、収入については、額の多少にかかわらず、貴重な財源という認識に立って、極力把握し、収入の拡大と積極的な確保に努めることとされていることを踏まえ、今後、歳入見込みの精査はもとより、一般財源での補てんを減じるために、より集客の見込める展覧会の開催に努めるほか、効果的な広報活動に取り組むとともに、商店街との連携を進めるなどにより、観覧者の増加を図られたい。

(美術館美術課)

第3 行政委員会等定期監査の結果に関する報告

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成18年度および平成19年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
局 課 等	事 務	
監査事務局 監査課 選挙管理委員会事務局選挙課 公平委員会 農業委員会事務局農政課 市議会事務局 総務調査課・議事課	平成18年度および 平成19年4月1日 から同年9月25日 までの事務の執行お よび財務に関する事 務の執行	平成19年9月26 日から同年11月5 日まで

(2) 監査の方法

平成18年度および平成19年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象局課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を適正に記載すべきもの

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、農業相談会の開催に係る伺決裁の起案用紙には、「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(農業委員会農政課)

第4 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について(通知)」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載できるよう様式が改定されているにもかかわらず、高松市立一宮・檀紙・鬼無公民館庭園整備業務委託の支出負担行為伺決裁では、改定前のものが用いられていたため、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成19年8月8日)

高松市立一宮・檀紙・鬼無公民館庭園整備業務委託の支出負担行為伺決裁については、平成17年度の業務委託分から、様式改定後の適正な見積業者等一覧表を作成するよう改めた。

(教育部社会教育課)

2 業務委託契約等に係る個人情報の取扱いを適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

保育料事務電算システムのソフトウェアに係る運用保守業務委託の契

約内容は、個人情報を取り扱う事務も含まれているにもかかわらず、その契約書には、秘密保持に関する条項が設けられているものの、受託者等が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が盛り込まれていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報が適正に取り扱われるよう、契約条項を改められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年9月3日）

保育料事務電算システムのソフトウェアに係る運用保守業務委託の契約書に、「個人情報取扱特記事項」を設けた。

（健康福祉部保育課）

3 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

休日勤務・時間外勤務命令に関しては、職員の給与に関する条例、同条例施行規則、職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき、事務処理しなければならないが、保育課の休日勤務・時間外勤務命令簿では、所属長の押印がないもの、振替に係る正規の勤務時間として4時間の時間数がないもの、命令時間を訂正すべき場合に訂正がないものおよび開始時刻の記載がないものが見られたので、今後は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年9月3日）

休日勤務・時間外勤務命令については、職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書作成マニュアルに基づき適正に事務処理を行うとともに、職員に周知徹底を図り、適正な事務処理を行うこととした。

（健康福祉部保育課）

4 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

(1) 改善を要する事項

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、河港課の各種伺決裁の起案用紙には、「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年9月13日）

公文書公開に係る公・非の事前判断結果については、今後、伺決裁を起案する場合は、記入漏れがないよう、起案者および文書取扱主任に対して、周知・徹底を図った。

（都市整備部河港課）

5 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載できるよう様式が改正されているにもかかわらず、高松市峰山墓地案内看板製作等業務委託に係る支出負担行為伺決裁では、改正前の見積業者等一覧表が用いられているので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年9月20日）

高松市峰山墓地案内看板製作等業務委託に係る見積徴取伺決裁では、誤って改正前の見積業者等一覧表を用いていたが、その後については、平成19年度高松市平和公園合葬式墓地警備業務委託から、適正な見積業者等一覧表を作成した。

（市民政策部市民やすらぎ課）

6 業務委託契約に係る個人情報の取扱いを適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

要介護認定調査委託契約および介護保険要介護認定調査手話奉仕員派遣委託契約の契約内容には、個人情報を取り扱う事務が含まれており、秘密保持に関する条項が設けられているものの、受託者が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が設けられていないので、今後、これらの契約を締結しようとする場合は、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報が適正に取り扱われるよう、契約条項を改められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年10月10日）

介護保険課の要介護認定調査委託契約および介護保険要介護認定調査手話奉仕員派遣委託契約については、平成19年度から、契約条項に「個人情報取扱特記事項」を遵守する旨を盛り込んだ。

（健康福祉部介護保険課）

7 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

休日勤務・時間外勤務命令に関しては、職員の給与に関する条例、同条例施行規則、職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき、事務処理しなければならないが、介護保険課の休日勤務・時間外勤務命令簿では、週休日の勤務と正規の勤務時間を同一の列に記載しているものが見られたので、今後は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年10月10日）

休日勤務・時間外勤務命令簿には、週休日の勤務と正規の勤務時間をそれぞれ別の列に記載した。

（健康福祉部介護保険課）

第5 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

1 庁舎清掃業務委託に係る契約事務について

(1) 意見を付した事項

消防局・北消防署庁舎清掃業務委託契約と南・東・西消防署、北消防

署朝日分署および各出張所庁舎清掃業務委託契約については、業務内容が極めて共通性の高いものであることから、より効率的な事務処理を行うためにも、これらの業務を一本化して契約することを検討されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年8月20日）

庁舎清掃業務委託に係る契約事務については、平成17年度から消防局・北消防署庁舎清掃業務委託契約と南・東・西消防署、北消防署朝日分署および各出張所庁舎清掃業務委託契約を一本化契約にした。

（消防局総務課）

2 備品の貸出状況の把握について

(1) 意見を付した事項

備品を貸し出す場合には、高松市物品会計規則第27条第2項等の規定の趣旨から、貸出状況を把握するために備品貸出簿を備えるなど、備品の適正管理に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年8月20日）

備品の貸出状況については、平成17年6月から備品貸出簿を設けて貸出状況が分かるようにした。

（消防局予防課）

3 備品の貸出状況の把握について

(1) 意見を付した事項

備品を貸し出す場合には、高松市物品会計規則第27条第2項等の規定の趣旨から、貸出状況を把握するために備品貸出簿を備えるなど、備品の適正管理に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年8月24日）

備品の貸出状況については、平成17年4月1日から備品貸出簿を設けて貸出状況が分かるようにした。

（消防局消防防災課）

4 保育所の遊具点検業務のあり方について

(1) 意見を付した事項

市立保育所においては、遊具の安全確認点検を各保育所長が自主点検により行っているが、今後は、専門業者に安全点検業務を委託することも検討されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年9月3日）

保育所の遊具点検業務のあり方については、専門業者に安全点検業務を委託することとした。

（健康福祉部保育課）

5 保育所備品の適正管理について

(1) 意見を付した事項

今回実施した保育所の実地監査において、使用されないまま長期間保管されている備品が見受けられたので、今後の使用頻度や機能の状態を検討の上、使用に耐え得るものについては、財産管理および経費削減の観点から、他の部局での物品の有効利用の取組状況を参考に、保育所間または他の部局へ保管転換を行うなど、これらの備品の有効かつ効率的な管理運用を図るとともに、使用に耐えないものについては、返納や廃棄処分を行うなど、高松市物品会計規則の関係諸規定に基づき、備品の適正管理に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年9月3日）

保育所備品については、年1回の調査を行い、保育所間等での保管転換を、使用に耐えないものは、返納や廃棄処分を行うこととした。

（健康福祉部保育課）

6 保育所における幼児等の安全確保について

(1) 意見を付した事項

近年、全国で幼児等が被害者となる事件が相次ぎ、本市においても、連れ去り未遂や声かけ、不審者情報が跡を絶たない状況にあり、幼児等の防犯対策をはじめとする安全管理体制の在り方が問われている。

こうした現状を踏まえ、所管部局では、「保育所安全管理マニュアル

ル」を策定し、保育所における安全管理体制の指針を明確にするとともに、各保育所では、同マニュアルに基づき、不審者の侵入を想定した訓練を定期的実施するほか、出入口にモニターカメラ付ドアホンを設置するなど、ハード・ソフト両面にわたる安全管理対策の取組がみられるものの、地域の関係団体や関係機関等への連絡体制の整備が十分になされていない保育所も見受けられたので、今後は、これらの連絡体制の整備強化を図り、所管部局、各保育所および地域の関係団体が連携して、安全管理対策に取り組むなど、より一層、実効性のある幼児等の安全確保に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年9月3日）

保育所における幼児等の安全確保については「保育所安全管理マニュアル」を改訂し、地域の関係団体や関係機関等への連絡体制を強化した。また、不審者対応への実地訓練も実施することとした。

（健康福祉部保育課）

7 認可外保育施設の補助金交付決定のあり方について

(1) 意見を付した事項

高松市認可外保育施設補助要綱では、消防局の施設立入検査により、消防設備等に改善を要する不備・欠陥があり、その措置がとられていない施設については、補助金の交付対象施設から除外することとされているにもかかわらず、改善を要する事項が軽微で、施設から改善を行う旨の意思表示がある場合には、補助金の交付を認める運用をしているが、この運用により補助金交付決定を受けた施設で、決定を受けた日から2か月余を経過しても、その改善措置がとられていないものが見受けられたので、当該施設に対し、速やかに改善するよう、指導を行うとともに、補助金交付要件の運用の在り方についても、適正性や妥当性の観点から見直しを行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年9月3日）

認可外保育施設の補助金交付決定に伴う消防局の立入検査での不備・欠陥等については、速やかに改善するよう指導を行い、消防局へ改善結

果報告の提出を依頼し，確認をとることとした。

(健康福祉部保育課)

8 保育所備品の適正管理について

(1) 意見を付した事項

今回実施した旧合併町の保育所の実地監査を踏まえ，備品の管理については，今後の使用頻度や機能の状態を検討の上，使用に耐え得るものは，適正な財産管理を行うとともに，使用に耐えないものは，返納手続を行うなど，高松市物品会計規則の関係諸規定に基づき，備品の適正管理に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年9月3日）

保育所備品については，年1回の調査を行い，保育所間等での保管転換を，使用に耐えないものは，返納や廃棄処分を行うこととした。

(健康福祉部保育課)

9 高松市平和公園内花売場の行政財産の目的外使用許可について

(1) 意見を付した事項

行政財産の目的外使用許可に係る高松市平和公園内の花売場の使用状況を実地監査したところ，使用許可の内容と使用許可を受けた者の使用形態の一部に一致しないものが見受けられたので，今後，使用許可をしようとする場合には，使用許可の内容を見直すなど，行政財産の適正な管理に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成19年9月20日）

行政財産の目的外使用許可については，高松市平和公園内の花売場の使用状況を確認し，使用許可の内容と使用許可を受けた者の使用形態が一致しないものについて，使用許可の内容を見直し，行政財産の適正な管理を行うこととした。

(市民政策部市民やすらぎ課)